

第2章 国や県の実組

1 国の実組

(1) 健康増進に向けての実組～健康日本 21（第三次）

①健康づくり運動の流れ

我が国では、平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患の構造が変化してきました。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、国は「国民健康づくり」運動を展開してきました。

昭和 53 年（1978 年）～ 第 1 次国民健康づくり	健康診査の充実、 市町村保健センター等の整備、 保健師などのマンパワーの確保
昭和 63 年（1988 年）～ 第 2 次国民健康づくり ～アクティブ 80 ヘルスプラン～	運動習慣の普及に重点をおいた対策 （運動指針の策定、健康増進施設の推進等）
平成 12 年（2000 年）～ 第 3 次国民健康づくり ～健康日本 21～	一次予防の重視 具体的な目標設定とその評価 H15(2003) 健康増進法の施行 H19(2007) 健康日本 21 中間評価 H23(2011) 健康日本 21 最終評価 「スマート・ライフ・プロジェクト」開始
平成 25 年（2013 年）～ 第 4 次国民健康づくり ～健康日本 21（第二次）～	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標 生活習慣に加え社会環境の改善を目指す H30(2018) 健康日本 21（第二次）中間評価 R4(2022) 健康日本 21（第二次）最終評価
令和 6 年（2024 年）～ 第 5 次国民健康づくり ～健康日本 21（第三次）～	* 概要は以下の項目で記載。

出典：「健康日本 21（第三次）」特設 Web コンテンツ 概要に基づき作成
https://www.smartlife.mhlw.go.jp/event/kenkounippon21_3/

②健康日本 21（第三次）の全体像

健康日本 21（第三次）は、個人と社会環境の両面から、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す基本方針のもとに、人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進することとしています。

また、健康寿命は着実に延伸してきましたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要があり、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置いていくこととしています。

〔健康日本 21（第三次）の全体像〕



出典：「健康日本 21（第三次）」特設Webコンテンツ 概要
https://www.smartlife.mhlw.go.jp/event/kenkounippon21_3/

③健康日本 21（第三次）のビジョン

健康日本 21（第三次）の計画期間は、関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画等）と計画期間を合わせることで、各種取組の健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和 6（2024）年度から令和 17（2035）年度までの 12 年間としています。

平成 12（2000）年の健康日本 21 開始以来の諸活動の成果により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は着実に延伸してきたと評価されていますが、健康日本 21（第三次）の計画期間では、

- ・ 少子化・高齢化がさらに進み、総人口・生産年齢人口が減少し、独居世帯が増加する
- ・ 女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立や多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大などを通じ社会の多様化がさらに進む
- ・ あらゆる分野でデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速する
- ・ 次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応が進む

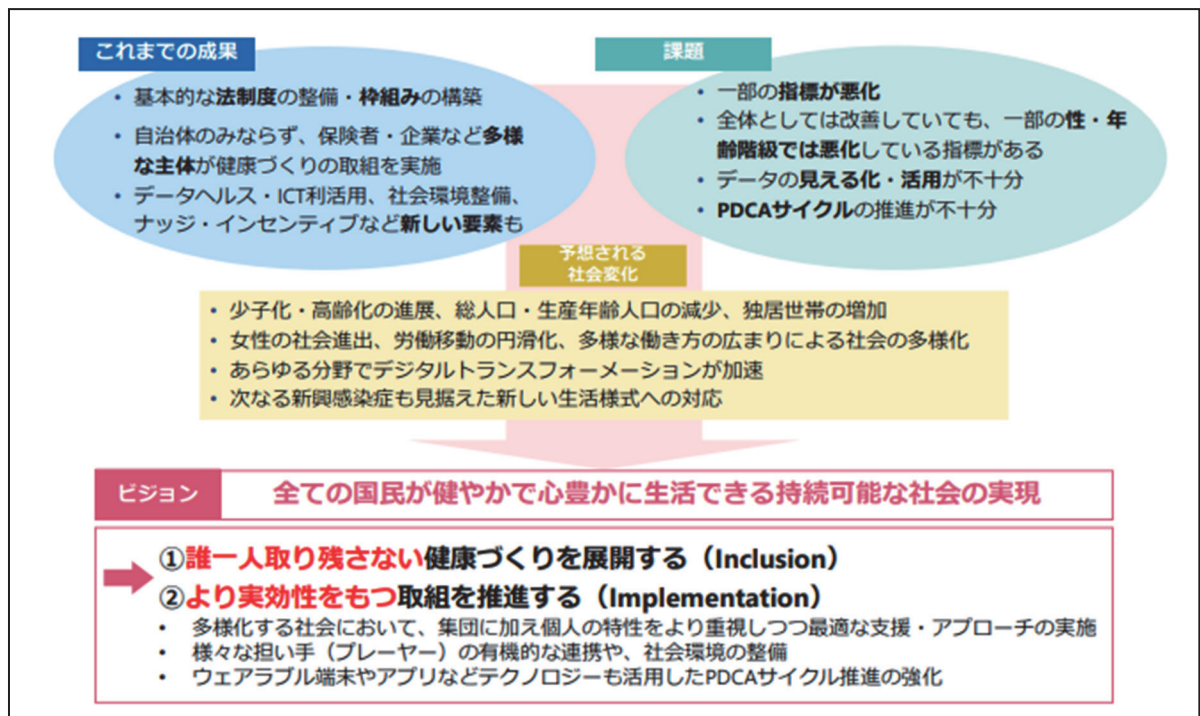
といった社会変化も予想しており、こうしたことを踏まえ、

「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を「ビジョン」とし、そのために、

①誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）

②より実効性をもつ取組の推進（Implementation）の実施を掲げています。

〔健康日本 21（第三次）のビジョン〕



出典：健康日本 21（第三次）推進のための説明資料、p. 14
<https://www.mhlw.go.jp/content/001158870.pdf>

④健康日本 21（第三次）の基本的方向

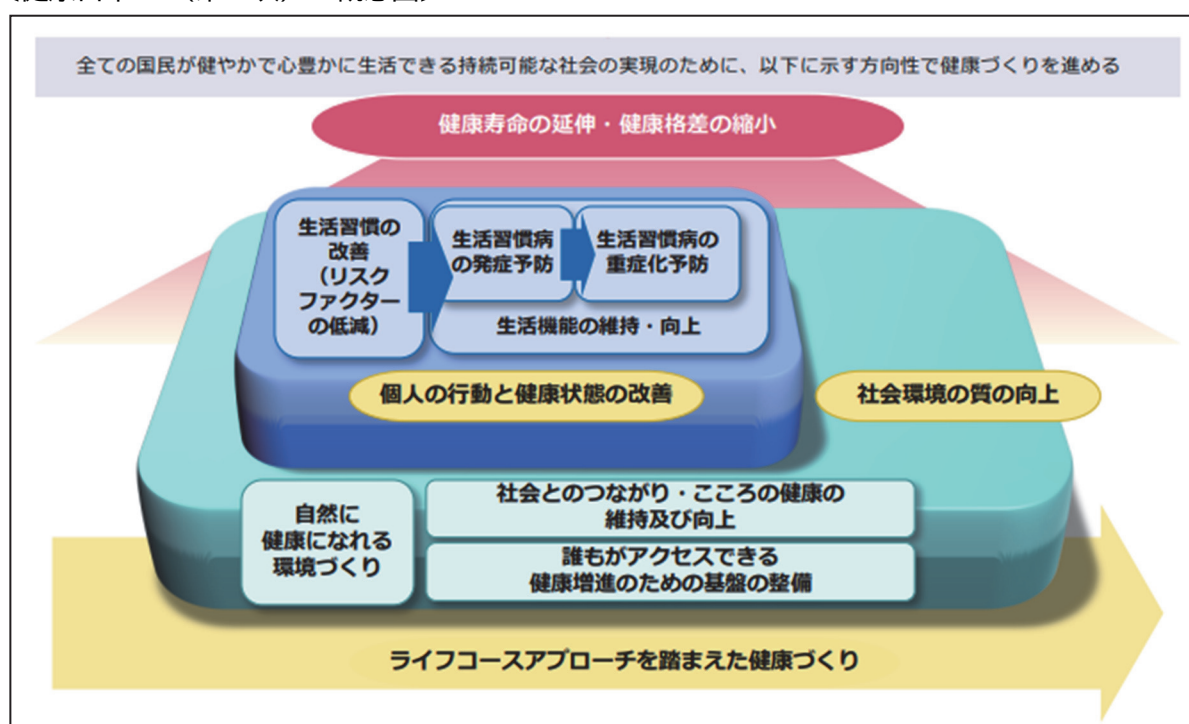
「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョン実現のため、基本的な方向を

- ①健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- ②個人の行動と健康状態の改善
- ③社会環境の質の向上
- ④ライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくり

の4つとし、それぞれの関係性を以下のように示しています。

※胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

〔健康日本 21（第三次）の概念図〕



出典：健康日本 21（第三次）推進のための説明資料、p. 15
<https://www.mhlw.go.jp/content/001158870.pdf>

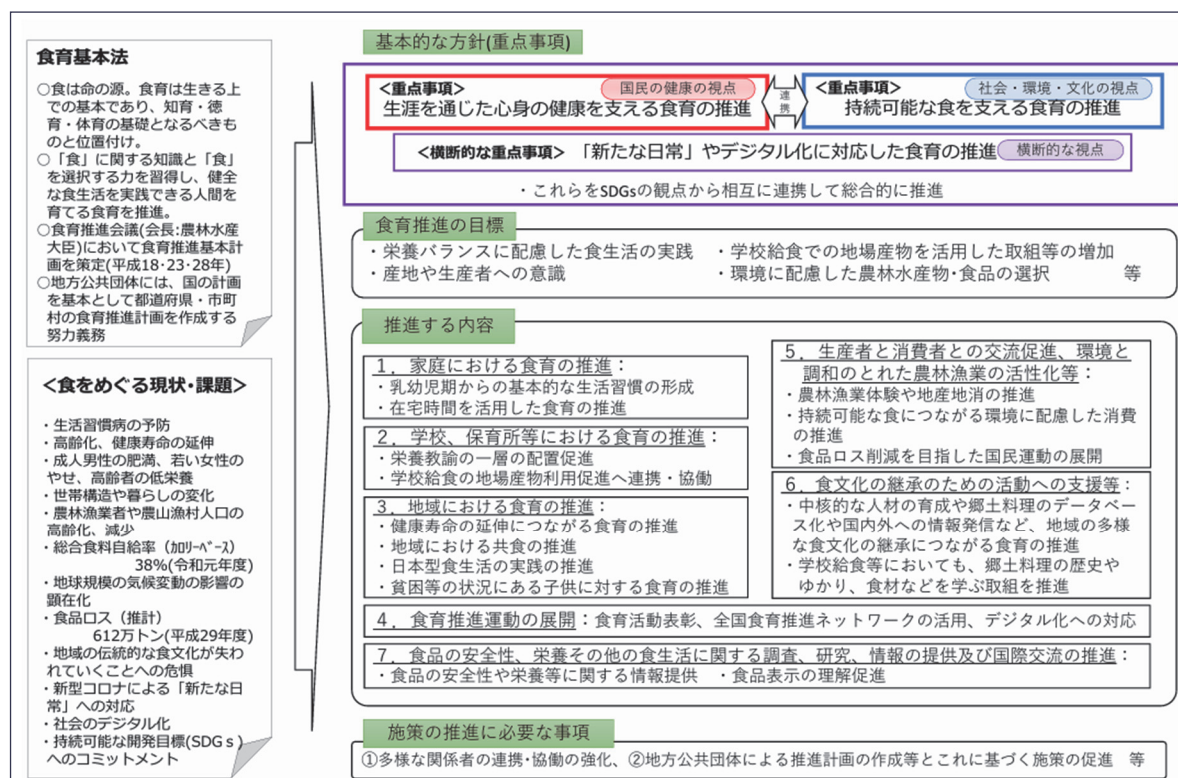
(2) 食育増進に向けての取組～食育推進基本計画

①取組の背景と流れ

平成 17 年 6 月に食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が制定されたことを受け、同法に基づき、食育推進基本計画（平成 18 年度から平成 22 年度まで）及び第 2 次食育推進基本計画（平成 23 年度から平成 27 年度まで）、第 3 次食育推進基本計画（平成 28 年度から令和 2 年度まで）を策定し、食育を推進してきました。

家族や生活の状況が変化の中で、単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子供に対する支援の必要性も増大していることや、生産から消費に至る食の循環を意識し、食品ロスの削減等環境への配慮の必要性及び、食文化の継承の必要性等、食を取り巻く社会環境が変化することによって、それまでの諸課題を踏まえつつ、総合的に取組を推進していくため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を期間とする第 4 次食育推進基本計画が策定されました。

〔第 4 次食育推進基本計画の概要〕 ※令和 3 年度～令和 7 年度



出典：農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrenhou-2.pdf>

②第4次食育推進基本計画の基本的な方針

第4次食育推進基本計画では、これまでの5年間の取組による成果とSDGsの考え方を踏まえ、多様な主体と連携・協働し、今後5年間、3つの重点事項を柱に取組と施策を推進していきます。

食育により、国民の健全な食生活の実現や、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上を図り、それらを通じて、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指すとともに、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システム（フードシステム）を構築することが期待されています。

重点事項1（国民の健康の視点）～生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目なく、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。

重点事項2（社会・環境・文化の視点）～持続可能な食を支える食育の推進

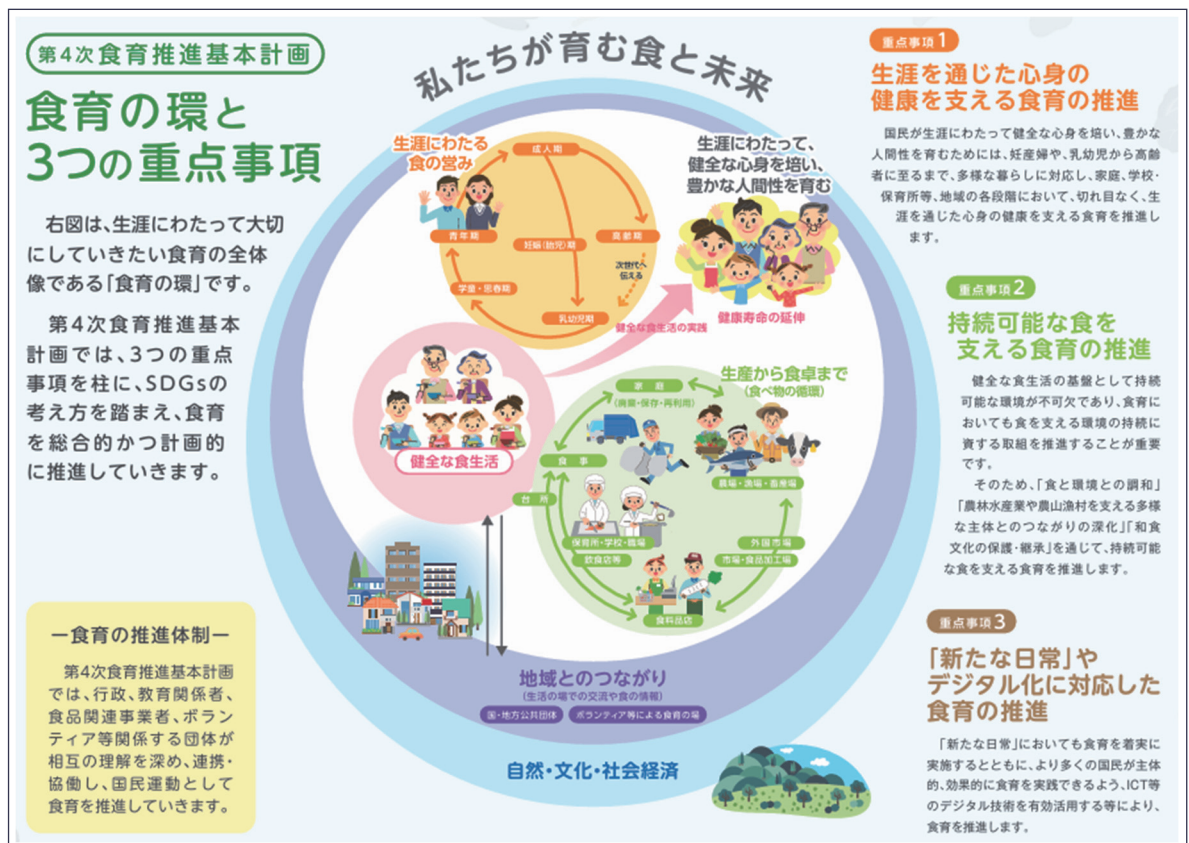
健全な食生活の基盤として持続可能な環境が不可欠であり、食育においても食を支える環境の持続に資する取組を推進することが重要です。

そのため、「食と環境との調和」「農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化」「日本の伝統的な和食文化の保護・継承」を通じて、持続可能な食を支える食育を推進します。

重点事項3（横断的な視点）～「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

「新たな日常」においても食育を着実に実施するとともに、より多くの国民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT等デジタル技術を有効活用する等により、食育を推進します。

〔第4次食育推進基本計画（食育の環と3つの重点事項）〕



出典：農林水産省ホームページ 「第4次食育推進基本計画」啓発リーフレット p. 17～18
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/4_plan/attach/pdf/index-28.pdf

③第4次食育推進基本計画の基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

④食育の推進に当たっての目標

- (1) 食育に関心を持っている国民を増やす
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- (4) 朝食を欠食する国民を減らす
- (5) 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- (6) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- (7) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす
- (8) ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす
- (9) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- (10) 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- (11) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- (12) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- (13) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- (14) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- (15) 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす
- (16) 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

(3) 自殺対策に向けての取組～自殺総合対策大綱

①取組の背景と流れ

自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行されました。また、「自殺対策基本法」に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものとして、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」が策定されました。平成 28 年 3 月には「自殺対策基本法」の改正により、すべての都道府県及び市区町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

その後、令和 4 年 10 月に第 4 次となる「自殺総合対策大綱」(以下「自殺総合対策大綱(第 4 次)」という。)が閣議決定されました。

「自殺総合対策大綱(第 4 次)」では、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とし、基本認識を以下のように示すとともに、基本方針及び当面の重点施策等を具体的に示しています。

②基本的な方針

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独等の様々な社会的要因があります。そして、これらの要因が複合化、複雑化することにより、自殺に至る危機的な状態にまで追い込まれてしまいます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であるとの認識のもと、国は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「自殺対策基本法」を制定・施行しました。

また、「自殺対策基本法」に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺対策を総合的に推進しています。

〔「自殺総合対策大綱(第 4 次)」の基本認識〕

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
4. 地域レベルの実践的な取組を、PDCA サイクルを通じて推進する

また、「自殺総合対策大綱(第 4 次)」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、「こども・若者」「女性」が新たなキーワードとして示され、ポイントとして以下の 4 点が掲げられています。

〔「自殺総合対策大綱(第 4 次)」のポイント〕

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

③自殺総合対策大綱（第4次）の基本方針と重点施策

〔基本方針〕

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

〔重点施策〕

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

〔数値目標〕

令和8年（2026年）までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させること

2 千葉県の取組

(1) 健康増進に向けての取組～健康ちば 21（第3次）

①計画策定の趣旨

「全ての県民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念として、令和6年4月に「健康ちば 21（第3次）」が策定されました。

②計画の期間

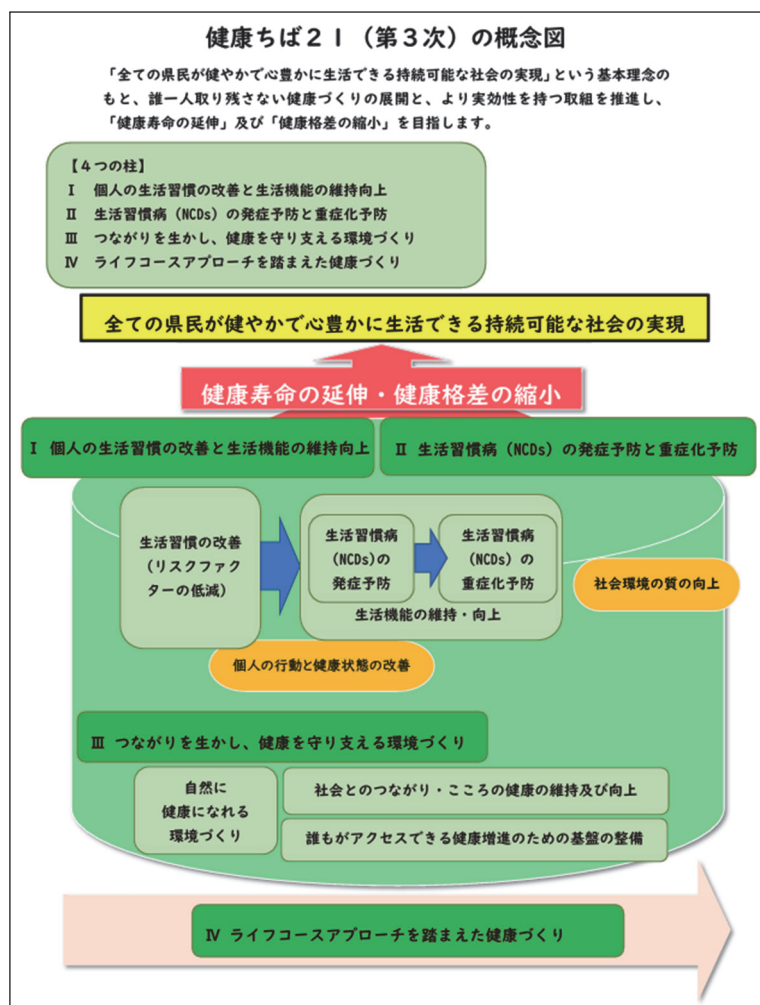
令和6年度から令和17年度までの12年間

※策定から6年目の令和11年度に中間評価を実施し、計画開始後10年目の令和15年度を目途に最終評価を行う予定

③計画の総合目標

- 1.健康寿命の延伸
- 2.健康格差の縮小

④計画の概念図～4つの柱



出典：健康ちば 21（第3次） p. 46

(2) 食育推進に向けての取組～第4次千葉県食育推進計画

①計画策定の趣旨

第3次計画の基本目標「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を継承しつつ、県民の関心に寄り添った食育の取組を充実し、県民一人一人が主役となり、健康で笑顔あふれる暮らしを実現することを目指して、令和4年3月に「第4次千葉県食育推進計画」が策定されました。

②計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

※情勢の変化があった場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直しを実施。

③計画の基本目標

「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による
生涯健康で心豊かな人づくり

- 県民一人一人が「ちば型食生活」を楽しく実践し、生涯にわたって体と心の健康を保ち、生きる力を身に付けることを目指します。
- ちばでとれる新鮮な食材を使ったふるさとの味を互いに伝えあい、自然の恵みに感謝し、食べ物や地域の食文化を大切に作る心を持ち、ふるさとちばへの誇りを持った豊かな人間性を育むことを目指します。

④施策の方向性と3つの施策

○施策の方向性

- ・「バランスのよい食生活」を目指し、各ライフステージでの食育の取組を明確にし、食育関係者と連携して、県民ニーズをとらえた取り組みやすい内容とする。
- ・持続可能な食を支えるため、地産地消や食品ロス削減などのSDGsの実現に向けた取組を通して、県民の食育への関心を高める。

○3つの施策

- I ライフステージに対応した食育の推進
- II 生産から消費まで食のつながりを意識した食育の推進
- III ちばの食育を進める環境づくり

(3) 自殺対策に向けての取組～第2次千葉県自殺対策推進計画

①計画策定の趣旨

平成28年4月に一部改正された自殺対策基本法や平成29年7月に改定された自殺総合対策大綱の趣旨も踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない千葉県を目指し、県を挙げて自殺対策に取り組んでいくため、「第2次千葉県自殺対策推進計画」が策定されました。

なお、令和4年10月の国の自殺総合対策大綱の改正及び本県の実情を踏まえて、令和6年4月、中間見直しが行われました。

②計画の期間

平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間

③計画の目標

- 令和8年（2026年）までに、千葉県の自殺死亡率を平成26年から28年（2014年から2016年）平均の18.6から30%以上減少させ13.0以下にすることを目標としています。

④自殺対策推進のための取組

- 地域レベルの自殺対策の推進
- 統計資料を活用した自殺対策の推進
- 自殺対策に係る人材の養成
- 心の健康づくりなど一次予防の取組
- 自殺の危機に対応する二次予防の取組
- 遺された人への支援
- 身体の問題への支援
- 精神の問題への支援
- 経済・生活・就労問題への支援
- 家庭問題への支援
- 勤務問題への支援
- 学校問題への支援
- その他の問題（マイノリティ等）への支援